

### アクションプログラム3：相互連携・広域化による面的な総合災害対策

災害等に対する給水の安定性を高めるため、ハード面では、水道の基幹施設と応急給水拠点や医療機関等の災害時における給水確保上重要な拠点等とを一体としてとらえたライフラインの確保に重点的に取り組む。近隣の水道事業はもとより圏域を越えた広域的な相互融通を可能とする連絡管の整備も含め、災害発生時に必要な水を供給する体制整備する。また、施設が被災した場合においても迅速に復旧を図るための体制を整備、強化する。

また、ソフト面では、防災部局等との連携による地域防災計画の策定や相互応援協定の締結等を推進する。

さらに、複数の水道事業者からなる連絡協議会を設置し、広域的な災害対策のソフト、ハード面両方からの総合対策の検討、調整を図り、面的な安全度を確保し、断減水被害を最小化する方策を重点的に展開する。

併せて、水道事業者が実施するこれらの対策を支援するための技術的、財政的な支援措置を充実、強化する。

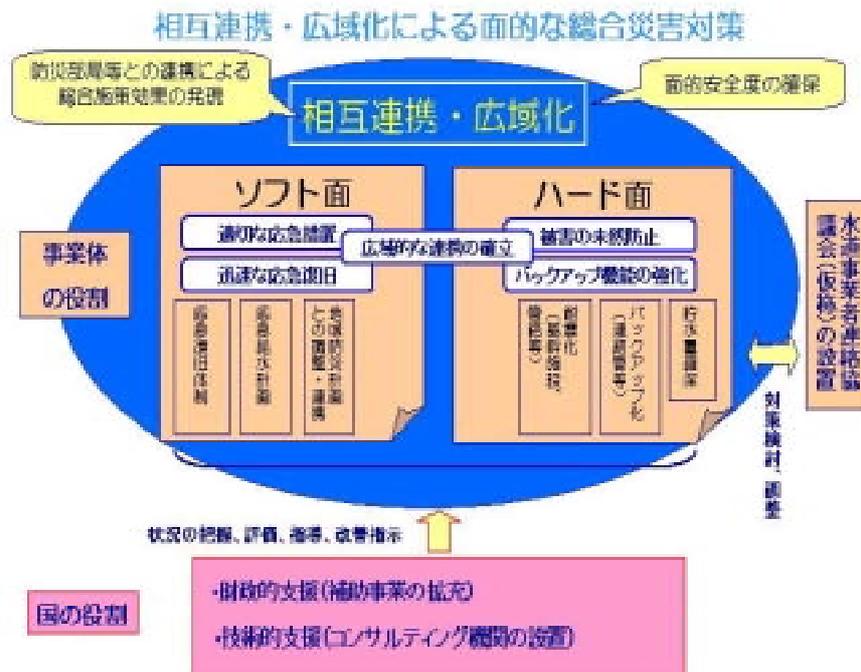


図6 - 10 相互連携・広域化による面的な総合災害対策アクションプログラム

## エ．環境・エネルギー対策の強化に係る方策

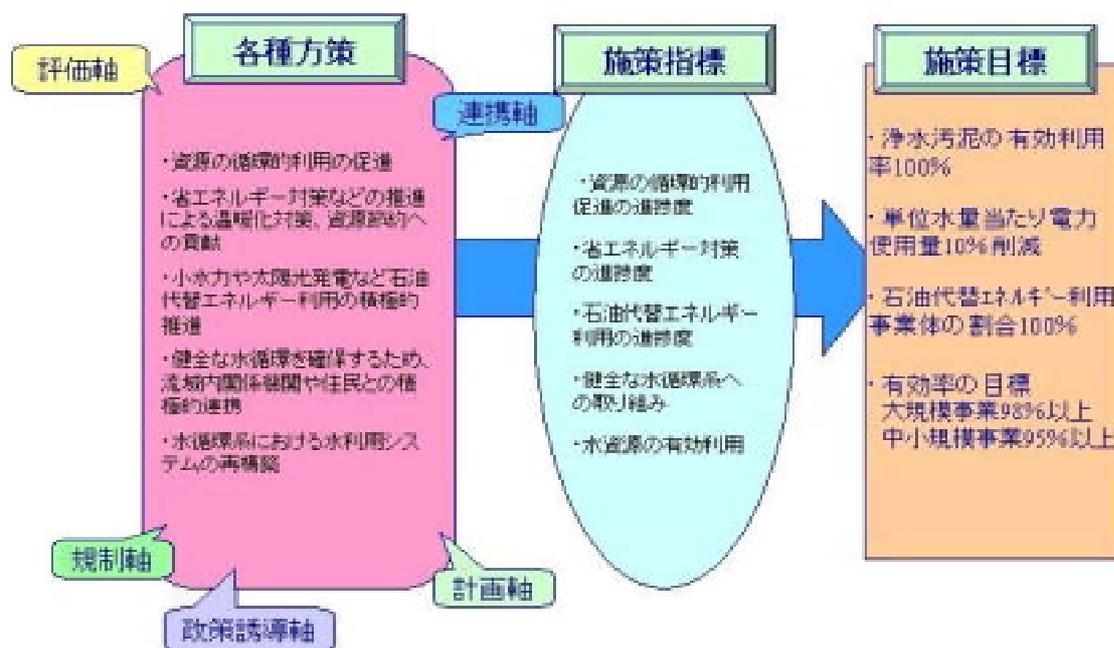


図6 - 11 環境・エネルギー対策の強化に係る方策

地球温暖化対策や廃棄物減量化、健全な水循環系の構築など環境問題の重要性に鑑み、水道事業においても積極的に社会的責任を果たしていくために、廃棄物等の再資源化や電力使用量の削減、石油代替エネルギー利用の積極的推進、計画的な施設更新等による有効率の向上や水の用途間転用の推進、取排水系統見直し等、環境にやさしい水道システムの構築に係る方策を着実に実施する。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・浄水汚泥の有効利用率（現況36%（平均））を100%とする。
- ・単位水量当たり電力使用量（現況0.50kwh/m<sup>3</sup>（平均））を10%削減する。石油代替エネルギー利用事業者の割合を100%とする。
- ・有効率（現況91.8%（平均））の目標を大規模事業98%以上、中小規模事業95%以上とする。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。

## アクションプログラム4：環境・エネルギー対策の強化

水道事業者においては、経済性と環境保全の Win-Win アプローチの導入や水利用を通じた環境保全への積極的な貢献、健全な水循環系の構築に向けた水道施設の再構築などに向け、温室効果ガス排出削減計画など環境・エネルギー対策に係る各種計画を策定し、積極的に環境負荷の低減に取り組む。

そのためには、水道事業者においては、関係各機関や民間企業、流域住民とも積極的に連携していくとともに、国においても、水道事業者の自主的・積極的な取組みに対する技術的・財政的支援を行う。

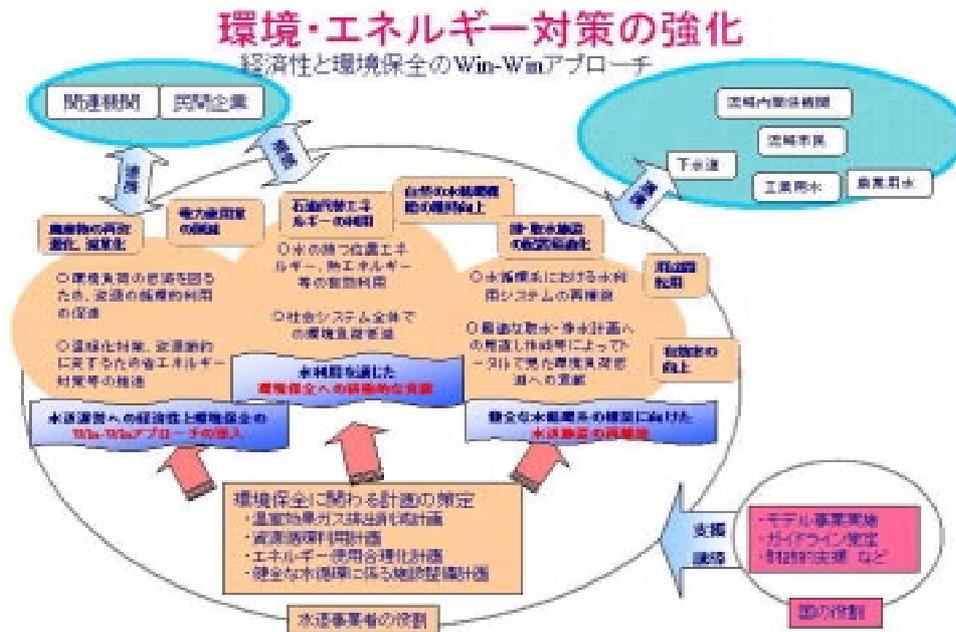


図6 - 12 環境・エネルギー対策の強化アクションプログラム

## オ．国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策

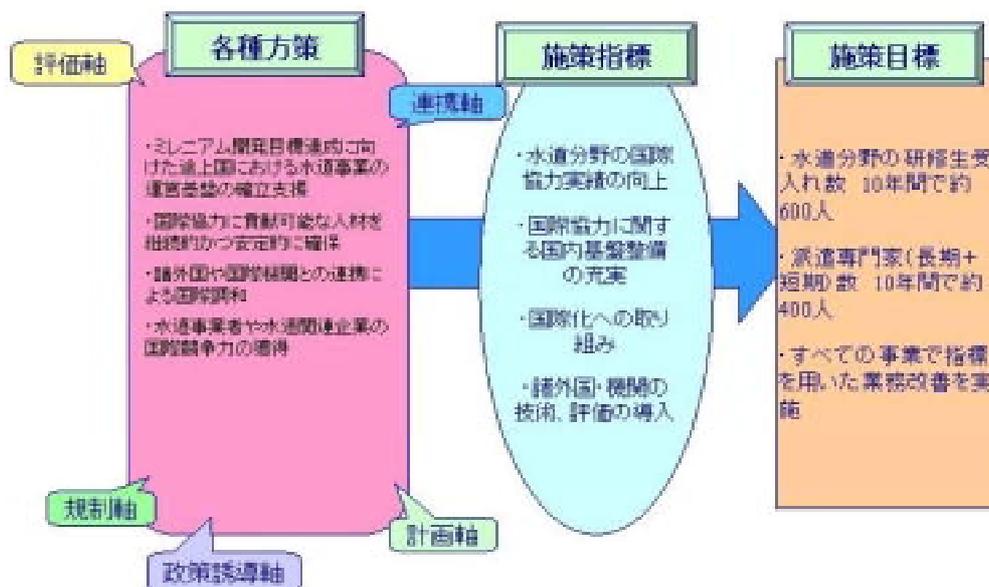


図6 - 13 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献の充実に係る方策

我が国の技術や経験をもとに、ミレニアム開発目標の達成に向け、我が国の貢献を一層促進するため、諸外国、国際機関等との連携促進、水道事業の運営基盤の確立支援、国際協力に貢献可能な人材を継続的かつ安定的に確保するための方策を着実に実施する。さらに、諸外国、国際機関等との連携による国際調和を図りつつ、水道事業者や水道関連企業が我が国の水道レベルにふさわしい国際競争力を獲得するための方策を着実に実施する。

達成すべき代表的な施策目標として、以下を掲げる。

- ・海外からの水道分野の研修生を、ODAベースで今後10年間に約600人受け入れる。
- ・発展途上国等への派遣専門家（長期＋短期）を、今後10年間で約400人派遣する。
- ・すべての水道事業者で指標を用いて業務改善を行う。

また、以下のアクションプログラムを着実に実施する。

#### アクションプログラム5：国際化・国際貢献の推進

国際協力人材バンクの設置等による専門家の養成、確保、研修員の受入に関する国内基盤の充実、水道と密接に関連のある下水道等の他の分野の関係機関との情報交換、戦略検討等を進めていく。

国際貢献を進めるために、また、国内水道界の技術力を高く維持、発展し続けるためにも、国際機関、諸外国の先進事例を積極的に取り入れることによる国内水道界の国際化、WHO、IWA等の国際機関の主催会議等における政策提案や情報発信、海外の新技术、評価手法等の導入促進に向けた検討、評価機関の設置等を進め、国際競争力を獲得するとともに国内政策へのフィードバックを図る。

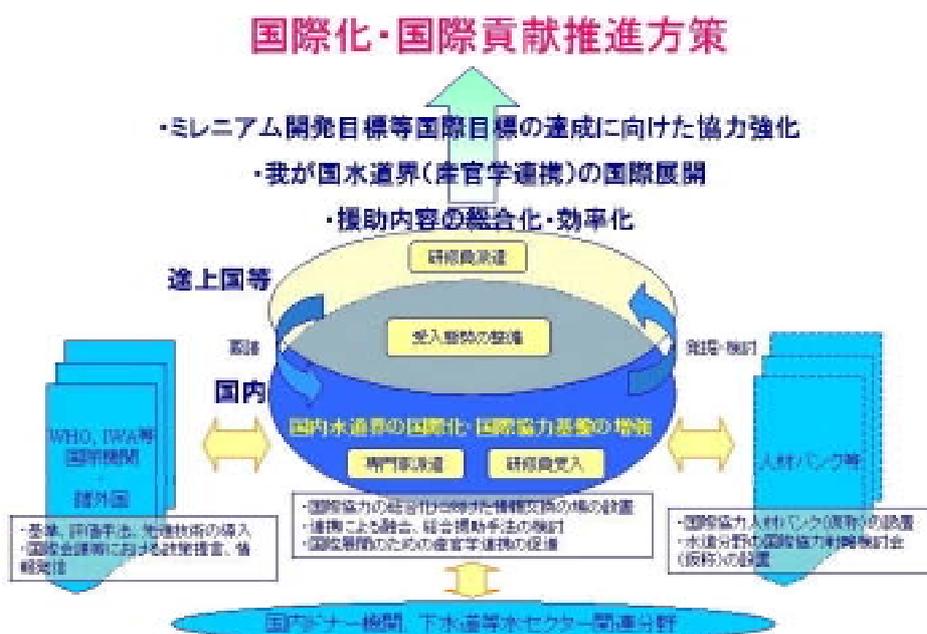


図6 - 14 国際化・国際貢献推進方策アクションプログラム

施策目標を達成するため、別紙1に掲げる、評価軸、規制軸、政策誘導軸、計画軸、及び連携軸からなる方策を、関係者の参加の下に実施する。

### (3) 制度的対応

総人口の減少、市町村合併、民間活力の活用を求める動き等の水道及び水道事業を取り巻く社会情勢の変化に伴って直面している課題に対処するため、水道法制度についても、所要の見直しを行う必要性に迫られている。

見直しが必要な事項は以下のとおりであり、別途の場を設定して、具体的な検討を行う。

- ・認可及び変更認可の要件を見直し、需要者の立場に立った事後規制とのバランスの取れた仕組みの導入
- ・水質基準の新たな体系の導入
- ・施設、経営、技術的管理業務等の一体化を促進するための、新たな広域化制度の導入
- ・給水サービス水準の向上のための自主的で多様な取り組みを促す事業監督への移行
- ・小規模飲用井戸等の水道法規制対象外施設の衛生確保

また、政府の経済財政改革の中で水道の国庫補助金についても厳しい見直しがかけている。現在の国庫補助の考え方は、多大な投資を要するために個々の市町村では負担が困難な水源開発や広域的な事業を中心に行っている「高料金化の防止」と「国家的見地の施設整備」という2つの目的を併せて配慮した補助制度となっているが、厳しい財政事情に鑑み、より一層の重点化・効率化に配慮した補助制度の見直しを行う必要がある。

今後は、高料金化の防止、国家的見地の施設整備という従来の考え方を踏襲しつつ、本ビジョンに掲げられている未普及地域の解消、水道広域化、安全で快適な水の供給、地震等のリスク対策、環境保全への対応等の課題を解決し、目標を着実かつ早期に達成する方策のうち、水道事業体の通常の経営努力では対処することが困難な課題に対処するためのものについて、施設効率・経営効率が悪く独立採算による経営が困難な簡易水道等の事業者に配慮して重点的に取り組む。

### (4) 技術開発・技術者の確保

水道システムの高度化や情報化に加え、水道事業における若年技術者の減少が進んでいるため、技術レベルの向上や世代を越えた技術の継承が課題となっている。こうした中で、水道が、運営基盤整備、水道水質の向上、災害等における安定給水、環境保全・国際協調への貢献等の課題に対処し、その役割を發揮するためには、国の研究機関をはじめとする各機関が、本ビジョンにも掲げられている諸問題の解決のために実施すべき研究課題を設定し、研究体制の整備を行いつつ、調査研究を実施することが不可欠である。

水道事業者は、自らの施設の整備・改善、管理体制の見直し等のため、技術開発や調査研究に対する投資を確保し、研究開発を推進する必要がある。

従来活発であった民間機関での技術開発は、経済状況の悪化に伴い、研究開発費の抑制を余儀なくされているが、水道事業者も交えた産学官連携による課題解決型の調査研究・技術開発の推進は、我が国の水道技術の発展はもとより、企業活動を活発化する効果が期待される。このため、新たな技術のデモンストレーション、モデル事業の実施等により、民間機関等で開発された新技術の普及促進を図り、技術開発の活性化を図る。

さらに、水道事業等においては職務の啓発活動を効果的に行って人材を確保するとともに、より一層の人材活用のための職員教育及び訓練、国、民間機関、事業者、関連企業における研修の充実と有機的連携、研究の推進、人材の育成を行うための技術水準認定の仕組み等の充実等が必要である。

## 7 . 関係者の参加による目標の達成

20世紀の拡張期においては、行政の役割が大きく、行政の主導と牽引のもと、水道事業者や関係企業の努力によって我が国の水道が急速に発展してきた。利用者から量的にも質的にも高いレベルの給水サービスが求められる昨今では、水道事業者はもとより、ビル等の設置者、施設の管理者、行政（国、都道府県、市町村）、水道分野の技術者や研究者、水道関連の資機材等の製造業者、施工業者、維持管理業者、コンサルタント等の民間事業者、市民団体やNPO等の参加のもとに、水道以外の分野の関係者とも十分な連携を図ることが不可欠である。

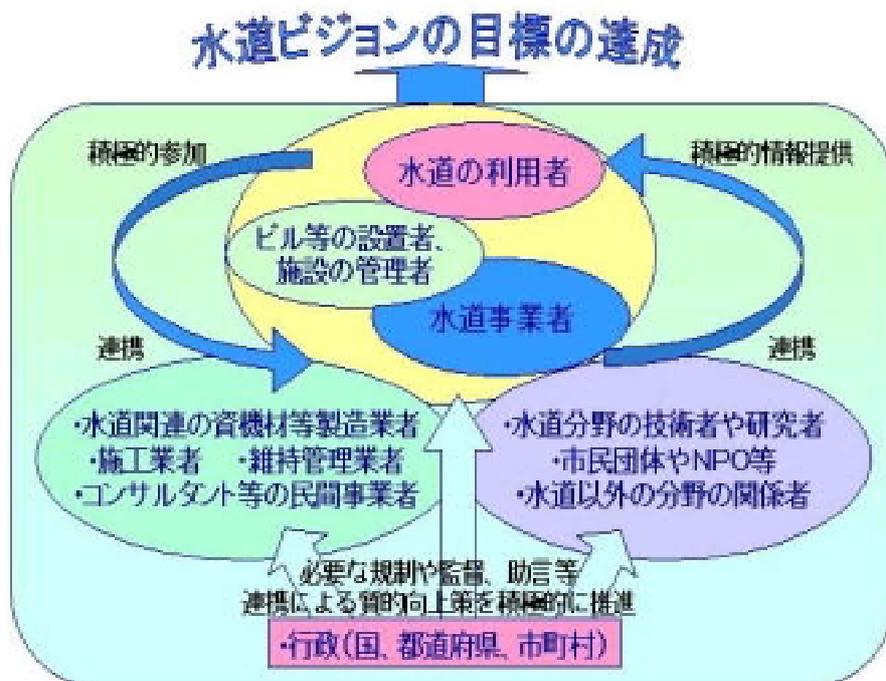


図7 - 1 関係者の参加による目標の達成